

(平成25年4月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B支社における厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和51年7月12日、資格喪失日が53年10月1日とされ、当該期間のうち、同年9月30日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社B支社における資格喪失日に係る記録を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月30日から同年10月1日まで

「ねんきん定期便」を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社B支社から関連会社であるC社に出向した時期であるが、継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が提出した社員台帳（労働者名簿）及び同社の回答から判断すると、申立人は同社B支社及びC社に継続して勤務し（昭和53年10月1日にA社B支社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和53年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「人事異動の際に、申立人の当社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を、昭和53年10月1日とすべきところ、誤って同年9月30日として届け出たものと思われる。」と回答している上、事業主が資格喪失日を昭和53年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 福岡（長崎）厚生年金 事案 4609

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年12月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで  
年金事務所からの連絡により、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、C社からA社に転籍した時期に当たるが、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社が提出した「人事異動通知」から判断すると、申立人は、C社及びA社に継続して勤務し（昭和48年12月25日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和49年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿によれば、A社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であることは確認できないが、商業登記簿謄本により、法人事業所であることが確認できる上、前述の「人事異動通知」により、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 福岡（佐賀）厚生年金 事案 4610

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年12月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで  
年金事務所からの連絡により、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、C社からA社に転籍した時期に当たるが、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社が提出した「人事異動通知」から判断すると、申立人は、C社及びA社に継続して勤務し（昭和48年12月25日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和49年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿によれば、A社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であることは確認できないが、商業登記簿謄本により、法人事業所であることが確認できる上、前述の「人事異動通知」により、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 福岡（大分）厚生年金 事案 4611

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年12月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで  
年金事務所からの連絡により、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、C社からA社に転籍した時期に当たるが、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社が提出した「人事異動通知」から判断すると、申立人は、C社及びA社に継続して勤務し（昭和48年12月25日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和49年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8万円とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿によれば、A社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であることは確認できないが、商業登記簿謄本により、法人事業所であることが確認できる上、前述の「人事異動通知」により、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。



なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年12月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで  
年金事務所からの連絡により、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、C社からA社に転籍した時期に当たるが、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社が提出した「人事異動通知」から判断すると、申立人は、C社及びA社に継続して勤務し（昭和48年12月25日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和49年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿によれば、A社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であることは確認できないが、商業登記簿謄本により、法人事業所であることが確認できる上、前述の「人事異動通知」により、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和28年6月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月22日から同年8月1日まで

A社に入社してから退職するまで継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。A社で勤務していた間に事業所間を異動したことはあったが、申立期間においても同社に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した人事記録並びにA社D事業所及び同社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる当時の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社D事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、i) 前述の人事記録によると、申立人は申立期間当時、A社E支所に勤務していたことが確認できるものの、同支所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないこと、ii) 前述の同僚は、「A社E支所の開設準備期間中の幹事事業所は同社D事業所であったが、開設してからの幹事事業所は同社C事業所であったと思う。」と供述していること、iii) B社は、「A社E支所が開設したのは昭和28年6月10日である。」と回答していること等を総合的に判断すると、申立人がA社D事業所に係る厚生年

金保険の被保険者資格を喪失した同年6月22日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和28年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料を保管しておらず不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和47年8月は10万4,000円、同年9月は8万円、同年10月は11万円、同年11月及び同年12月は10万4,000円、48年1月は11万円、同年2月から同年9月までは13万4,000円、同年12月、49年2月及び同年3月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月31日から53年2月9日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、退職した昭和53年2月の給与から厚生年金保険料が控除されているので、同月も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和47年8月から48年9月までの期間、同年12月、49年2月及び同年3月に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険

料の控除額から、昭和 47 年 8 月は 10 万 4,000 円、同年 9 月は 8 万円、同年 10 月は 11 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 10 万 4,000 円、48 年 1 月は 11 万円、同年 2 月から同年 9 月までは 13 万 4,000 円、同年 12 月、49 年 2 月及び同年 3 月は 20 万円に訂正することが必要で妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「当時の関係資料を保管しておらず、不明である。」と回答しているが、申立人が提出した給与明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから判断すると、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立人から提出された給与明細書により、申立期間のうち、昭和 47 年 7 月については厚生年金保険料を控除していないことが確認でき、申立期間のうち、48 年 10 月及び同年 11 月、49 年 1 月、同年 4 月、同年 6 月から 50 年 8 月までの期間、同年 11 月から 51 年 8 月までの期間、同年 10 月から 53 年 1 月までの期間については、事業主が源泉控除していたことが確認できる厚生年金保険料の控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額又はこれを下回る額であることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 49 年 5 月、50 年 9 月及び同年 10 月については、申立人から提出された昭和 49 年分の源泉徴収票及び 51 年度県民税・市民税通知書から推認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超えないと考えられる。

これらのことから、申立期間のうち昭和 47 年 7 月、48 年 10 月及び同年 11 月、49 年 1 月、同年 4 月から 51 年 8 月までの期間、同年 10 月から 53 年 1 月までの期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 申立期間のうち昭和 51 年 9 月については、A社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除額について不明である旨回答しており、申立人が当該期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等は無く、ほかに申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから判断する

と、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 申立期間のうち、昭和 53 年 2 月については、申立人から提出された給与明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できるものの、申立人は、A 社における退職日は同年 2 月中旬頃であったとしており、このことは当該明細書及び雇用保険被保険者記録からも確認できる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の喪失日は、昭和 53 年 2 月 8 日であり、申立人の主張する同年 2 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から51年11月までの期間及び57年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和20年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和47年6月から51年11月まで  
② 昭和57年4月から61年3月まで

私は、昭和47年6月に婚姻した後、同じアパートに住む人から、「サラリーマンの妻は国民年金の加入は任意であるが、加入すれば後々の年金支給が有利になる。」と聞いたことから、その日に加入手続を行い数百円の国民年金保険料を納付した。その後、年金手帳が送付されてきたが、紛失してしまった。

国民年金に加入し、保険料を納付したことは間違いないので、申立期間①が未加入とされていることに納得できない。

また、申立期間②については、任意加入被保険者資格の喪失手続をした記憶は無く、A町（現在は、B市）に転居した後も引き続き国民年金保険料を納付していたので、申立期間②が未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は昭和47年6月に婚姻したことをきっかけとして、国民年金の任意加入手続を行い、年金手帳が送付されてきたと供述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間①直後の51年12月に払い出されており、それ以前に申立人に対して別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、C市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳によると、申立人は、最初の国民年金被保険者資格の取得日が、任意加入した昭和51年12月とされていることが確認でき、申立期間①当時、申立人の夫が厚生年金保険に加入して

いたため、申立人は制度上、遑って国民年金に加入することができず、当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

申立期間②については、申立人は当該期間に任意加入被保険者資格の喪失に係る手続を行った記憶は無いとしているものの、申立人が当時住んでいたA町の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳により、申立人は、昭和57年4月1日に任意加入被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立期間②は、国民年金の未加入期間となっており、申立人は制度上、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに両申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 4615 (事案 4067 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から30年4月1日まで

A事業所に勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に被保険者記録の訂正を申し立てたところ、年金記録の訂正は認められなかった。

今回、一緒に勤務していた同僚の名前及びその者の当時の居住地を思い出したので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国の所管局及びB県は、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無いと回答していること、ii) 申立人が挙げた同僚の名前は、いずれも姓のみであるため、当該同僚を特定することができないこと、iii) A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚からは、申立人の申立期間における勤務実態等に関する供述を得ることができないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成23年9月29日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A事業所の同僚3人の名前(うち、2人は姓のみ)及び4人の居住地を思い出したことを新たな事情として再度申立てを行っており、このうち連絡先が判明した同僚1人の供述及び国の所管局が保管する人事記録から判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和27年4月1日から同年11月30日までの期間において、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の同僚からは、申立人の給与からの厚生年金保険料の控

除の状況について供述を得ることができない上、同人についてもA事業所で勤務したとする期間の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人が思い出したそのほかの同僚の姓及び居住地からは、当該同僚を特定することができず、連絡先の確認が取れないため、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 福岡（鹿児島）厚生年金 事案 4616

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月 6 日から同年 8 月 1 日まで  
② 昭和 51 年 9 月 1 日から 52 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 4 月 6 日から A 事業所で期限付 B 職として勤務した。

C 機関名での発令通知のとおり、申立期間に勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する C 機関の発令通知及び A 事業所が提出した「昭和 51 年 5 月 1 日現在の職員一覧」により、申立人は、申立期間において A 事業所に B 職として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 事業所及び C 機関は、申立期間当時の賃金台帳、出勤簿等を保管していないため、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明である旨回答している。

また、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、当該事業所が提出した「昭和 51 年 5 月 1 日現在の職員一覧」により、申立人と同様に B 職として勤務していたことが確認できる同僚の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、被保険者原票により、申立期間前後において、当該事業所の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したところ、申立人と同様に B 職として勤務していた者は確認できない。

加えて、被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の被保険者記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4617（事案 1560、事案 2823 及び事案 3689 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月 1 日から 50 年 5 月 1 日まで

A社B支社を昭和 49 年 1 月末で退職したが、厚生年金保険の被保険者記録では、50 年 5 月 1 日が資格喪失日となっている。

申立期間には勤務していないという上司及び同僚の証明書を提出し、私の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を勤務の実態どおりの昭和 49 年 2 月 1 日に訂正してほしいとの再申立てを 2 回にわたり年金記録確認第三者委員会に行ったところ、いずれにおいても申立期間における厚生年金保険の被保険者記録について訂正する必要はないとの通知を受け取ったが納得できない。

再度、上司の証明の裏付けとして、私が弁護士事務所に依頼し、A社から取り寄せた社内規定を提出するので、再度調査の上、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、昭和 49 年 10 月の定時決定の記録及び 50 年 5 月 1 日の資格喪失の記録を確認することができるところ、当該記録は、A社が保管している申立人に係る厚生年金保険料徴収台帳（以下「徴収台帳」という。）の定時決定及び資格喪失の記録と一致していること、ii) 徴収台帳では、同年 5 月 8 日に健康保険の継続療養を申請していることが確認できること、iii) 前述の被保険者名簿により確認できる資格喪失日の記録は徴収台帳の資格喪失日と一致していることから判断すると、事業主が申立人の資格喪失日を同年 5 月 1 日として届け出たと考えるのが自然であることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 11 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要とまでは

言えないとする通知が行われている。

その後、申立人は、申立人が申立期間においてA社B支社に勤務していないとする上司及び同僚の証明書を提出するので、再度調査してほしいとして再申立てを行っているが、申立人が名前を挙げた上記の上司及び同僚は、いずれも、申立人の申立事業所における退職日を明確に記憶しておらず、退職日を確認できないことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成22年11月4日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、上司の証明書を再度提出し、申立期間に係る勤務の実態が無かったとして再申立てを行っているが、前述のとおり当該上司の証明書をもって、申立人の申立事業所における退職日を確認することはできないことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成23年6月30日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに際し、前回の申立ての際に提出した上司の証明を裏付ける資料として、申立人が弁護士事務所に依頼し、A社から取り寄せた社内規定を提出することで、申立期間に係る勤務の実態が無かったことを主張しているものの、当該社内規定をもって、申立人の申立事業所における退職日を確認することはできず、申立人の主張以外に、申立人が勤務していないことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の主張及び今回申立て時に提出された資料が、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録について、訂正する必要は認められない。